

ししる

神政連レポート「意」
No.226

- 01 **巻頭言** 参院選を経て、改めて考える「取り組むべき課題」／打田 文博
- 03 **特集1** 第二七回参議院議員選挙の総括・分析／上田 正宙
- 05 **特集2** 新しい歴史を作っていく保守の歩み／有村 治子
- 07 護國神社の敬神／泉 和慶
- 09 戦後八十年と靖國神社／藤田 大誠
- 13 神政連・国会議員懇談会結成五十五周年記念式典・合同祝賀会を開催

参院選を経て、改めて考える「取り組むべき課題」

本連盟の新年度もはや五ヶ月が過ぎ、この間参院選・自民党総裁選と息つく暇もない程の多忙な日々でした。殊



神道政治連盟会長
打田 文博

に参院選については、折からの逆風もあって、参議院でも少数与党となりました。そのような中、有村治子先生は一六六、〇二五名の皆様の御支援を頂き、五期目の議席を得ることが出来ました。

此度の選挙でも理解に苦しむことは、昨年の衆院選から始まった多くのメディアによるいわゆる「裏金議員」との印象操作でした。元より、不記載は法に抵触し、あってはならないことですが、一度捜査機関の結果が出た以上、それに従うのは法治国家の国民として当然のことであるはずですが、多くのマスコミは投票日前後に世論調査を実施しましたが、有権者の関心は

タート致しました。役員各位は地区を代表する皆様で、全国組織にとって重要なお立場です。また、四役も五名中三名が新たに選任され、四役会では今までにも増して活発な議論が行われ、私としましては、大変心強く有難い限りです。

また、決定頂いた活動方針・事業計画に従い国民運動を展開致してまいります。特に本年ならでは終戦八十年や来年の昭和百周年の節目に相応しい活動も実施してまいります。さらに、継続中の公開憲法フォーラムもさらなる開催を目指します。憲法改正は高市政権も積極的議論を国会に求めており、時宜的課題となりつつあり、自民党憲法改正実現本部長に就任された本連盟国会議員懇談会の中曽根弘文会長とも連携し、有意義な国民運動を進めてまいります。神政連の政策の基本である皇室の尊厳護持運動では、皇位の安定的継承に向けての法改正など、具体化が進んでまいりましたので、年度内の決着を働き掛けてゆきます。

一方、新たにクローズアップされているのがお米の問題です。令和の米騒動と言われたお米不足も、これまで

どちらも社会保障・物価高対策が半数を占め、政治と金の問題を投票条件とした方は十数%と報じられましたが、政治と金の問題も重要なことですが、世論調査とは関係なく別の目的があったのか、と勘繰らざるを得ませんでした。

その後の臨時総裁選で高市総裁が誕生し、有村先生は総務会長に就任され、党の再生に向けての大きな役割を担うこととなりました。健康には十分留意され、奮闘努力されますよう切に願っております。また、日本維新の会との連立政権合意を結び付けた高市総裁は、憲政史上初の女性総理に就任致しました。総理の政治信条とリーダーシップに思いを致す時、心からの祝意を表すると共に、国民の期待に応える政策を実行されますことと存じます。多くの皆様の数々の御支援に深く感謝申し上げます。私たちも政権の安定を第一に、政策の提言を行ってまいります。

さて、本連盟も改選を終え、新たな役員体制での農政を転換し、主食として一〇〇%の自給率を確保するため、稲作農業を守る政策が必要です。五千億円投入すれば農家を守り、消費者も納得する価格になるとの学説もあり、食糧の安全保障の観点からも急務です。もちろん、農家の努力によって増産されたお米は、輸出や加工用として販路を拡大することもよいと思います。国土の狭い我国では自ずと大規模化に限界があり、中小規模の稲作を通じて稲作文化を培い、コミュニティを創出して来たのです。私たち神社人の立場からすれば、稲作は日本文化の柱の一つであり、神社の祭祀とは不可分です。祈りと実りの融合は「斎庭の稲穂の神勅」以来の我国の形なのです。

その他にも取り組むべき課題は山積しており、一歩ずつ進めて行くには、会員各位を始め、多くの国民の理解と協力なくしてはかえません。言い換えれば、中央本部の役割は、政治への窓口とも換言できるものでしょう。美しい日本の未来のために、現役世代は言うまでもなく次世代の方々も積極果敢に国民運動に参加頂きたく熱望する次第です。

「誰かがやらねばならないことですから」

今夏の参議院議員選挙において、本連盟が推薦した有村治子議員は五期目の当選を果たすことが出来ました。自民党への不信が大きくなりとなり、保守層の心が自民党から離れていく厳しい現状の中で何とか結果を出すことが出来たことは、会員の皆様方の御理解によるものと存じます。また各県本部におかれては、地域性に応じたきめ細かい取り組みや、様々に工夫を凝らした広報活動を幅広く展開して頂いた結果によるものと拝察致します。

今回の選挙で自民党は、改選前の五二議席を大きく下回る三九議席に留まり、一人区では一四勝一八敗と負け越すなど、非改選議席を

執行回	19	21	23	25	27
執行年度	平成13年	平成19年	平成25年	令和元年	令和7年
候補者	有村治子	有村治子	有村治子	有村治子	有村治子
自民党内順位	19	14	12	10	9
自民党当選人数	20	14	18	19	12
自民党得票数	21,114,727	16,544,761	18,460,335	17,712,373	12,808,306
(上記の内)記名得票数	6,189,290	6,001,187	4,380,192	4,999,857	3,612,036
「有村治子」記名得票数	114,260	201,301	191,342	206,221	166,025

合わせても過半数を維持することができず少数与党に陥落することとなりました。殊に得票数を大きく減らした比例区では、漸く獲得した一二議席のうち真に保守といえる議員は有村治子議員ただ一人という残念な選挙結果となりました(上記表ご参照)。

さて、参議院選挙の比例代表選挙の投票方式はドント式といわれ、「政党名」または「候補者名」を記入した票の合計が多い政党に議席が配分され、その政党内で「候補者名」の個人票が多い順に当選者が決まります。別表の通り今回の選挙では、自民党名または候補者名を記入した票の合計が約

二二八〇万票で、候補者個人名が記入されたのは約三六〇万票(その内「有村」と個人名で記入された票が約一六万票)、つまり「自民党」と記入して投じられた票が約九二〇万票あったこととなります。この九二〇万票を投じた方々に、いかに個人名を記入してもらえよう働きかける運動が、今回の取り組みの要点であったとともに、各県本部が最も苦心された点でもあります。

八月に開催された全国選挙対策委員会においてもこの点につき多くのご意見やご要望があり、また現在、各県本部に提出頂いた報告書を踏まえて今回の取り組みに関する反省点の取り纏めを急いでいるところですが、大まかに次のような課題について多くのご指摘が集まっています。

①「候補者の認知度を上げ、個人名での投票をしつかりと理解して貰う活動が必要ではないか」

候補者本人が折に触れて各県の神社関係者の会合に出席し、活動や人となりを理解して貰う機会をいかに増やしてゆくか、また、候補者名による投票を増やした県本部の取り組み事例をいかに全国に波及させるかとの意見。

②「SNSを活用するなど今の時代に適した活動を展開すべきではないか」

後援会入会活動とともにSNSを活用した活動について深く研究するとともに、普段からSNSを利用した情報共有を図るべきとの意見。

③「神政連地方議員懇談会との連携を更に充実させるべきではないか」

地方議員との交流を図り、連携・協力関係の充実に取り組むべきとの意見。
一方でもともと自民党は神社界が推す政党として本当に相応しいのか、という疑問も呈されました。今後、本連盟の推薦した関係議員が、神政連が取り組むべき様々な課題にどのように対処していかれるか注視していく必要があります。



結びに、「神社界の日頃の教化活動は、神政連の国民運動と合致し、それは選挙活動に直結する」との先述の会議での発言を念頭に置き、今後の国民運動にさらに邁進して参ります。会員の皆様方のご理解・ご協力を切にお願い申し上げます。

新しい歴史を 作っていく保守の歩み

神道政治連盟国会議員懇談会 副幹事長
参議院議員 比例代表(全国区)選出 有村 治子



鎮守の杜をお守り下さっている神職の先生方をはじめ氏子・崇敬者の皆様、日頃から温かい友情とご交誼を賜り、本当にありがとうございます。



夏の参議院選挙は、神社界の同志皆さまが「保守政治家を育て、国会に送ろう」とお心にかけて頂き、事前の後援会活動やポスター掲示、演説会へのご出席や電話掛け、投票依頼など、幾多のご指導を頂いて初めて、全国区の選挙戦に臨めることを自らに言い聞かせます。結果として全国で一六六、〇二五名の方に「有村治子」と個人名で投票頂き、五期目の議席をお預かりすることになりました。過去に経験がないほどの逆風

下、保守議会人として議席をお預かりさせて頂いた意義を常に念頭に置いて務めを果たして参ります。



参議院選挙を経た両院議員総会では会長として、石破総理の尊厳を守りつつ、新しく自民党の総裁を決定する総裁選挙実施への道筋をつけ、このたび高市早苗新総裁が選出されました。全国四七都道府県で声を上げて下さった全国の同志皆さまとの確かな絆を感じ、感謝の想いで一杯です。

下馬評を覆し、党員投票で一位を獲られた高市候補に決選投票で多くの国会議員票が投じられ、民意と同じ方向を向くことができたこと

に自民党所属議員の一人として、正直なところほっと胸をなでおろす自民党総裁選挙でありました。

高市自民党執行部の発足に際し、総務会長を拝命いたしました。参議院から党四役に入るのは、自民党七〇年の歴史の中で初めてのことと



伺っております。参議院選挙から緊張がずっと続いておりますが、より一層背筋を伸ばし、日本が日本であり続けるために、心して努めて参ります。

どうぞこれからも温

かいご指導・ご交誼を賜りますようお願い申し上げます。宜しくお宮のし上げ、お宮のご隆昌と五穀豊穰、稔り多き秋の豊かさ、ご健勝をお祈り申し上げます。



護國神社の敬神

全国護國神社會會長
兵庫縣姫路護國神社宮司

泉 和慶

昭和二十年八月十五日の敗戦、神道指令の発出、神本庁設立から昭和二十六年の宗教法人法の施行、昭和二十七年までの占領下六年八カ月、神社にとって苦難の期間、特に靖國神社、護國神社にとっては廃絶の危機も含めて厳しい時代でした。先人たちの努力により、指定護國神社は一社もかけずに廃止を免れたことが奇跡のように思います。戦後、それぞれの護國神社は懸命に祭祀の継続に取り組んでまいりましたが、五十二社の事情がそれぞれに異なり、必ずしも同じ状況という事ではありませんが、ネットワーク化が大変重要であると考えます。近年は護國神社を巡拝される方が、目に見えて増加しています。そんな時期に終戦八十年を迎えて、全国に鎮座することや、それらが繋がっていることを感じてもらえる方策が必要であろうと、共通ポスターを作成し、日本遺族会、神本庁のご協力のもと、各所に配布いただきました。しばしば、参拝者

に、戦歿者を「英霊」として仰ぎ見るとはどういうことか、そして今日を生きる私たちが、どう向き合っていくべきかということを説いていく必要があります。

古代以来、日本人は死者を畏れ、敬い、祀るという文化を育んできました。それは単なる追悼ではなく、「死者との共存」「死者への語りかけ」による精神的な関係の継続でした。『古事記』や『日本書紀』に記される神々の物語では、死後の世界とこの世は、むしろ互いに関わり合うものとされてきました。このような靈魂観が、後に祖靈信仰へと形を変え、「死者の魂は家や国を守る存在となる」という思想が育まれていきました。



昭和六十一年発行の「靖國論集」で、江藤淳先生は「生者の視線と死者の視線」と題して、「議論の対象にしなればならないのは、憲法の問題ではなく、日本の文化の文脈の中で死者はどのように祀られ、生者は死者をいかに遇してきたか、それがそのまま今日でも滞りなく行われるかどうかということが根本の問

が「あそこでもポスターを見たよ」と言って頂けるので、ある程度の効果があったのではないかと考えています。



人の歴史観は、立場、信条によって異なります。毎年、終戦の夏になると、必ず憲法や、東京裁判、戦争責任の議論になります。護國神社に奉仕するものとしてももちろん意見はありますが、祭祀とは違うものだと思います。また歴史観は、決して近い将来、国家としてコンセンサスが得られる見通しはありません。この歴史観の相違を認めたくえで、それを超えないと英霊の御心には触れ得ないのです。戦後からの年月が、その違いを超えて、若い世代を中心に耳を傾けてくれるようになったと感じます。

直接英霊と接点のある御遺族が少なくなっていて、血が薄くなると疎遠になっていく。それはある意味仕方のないことです。そこで、国民あるいは地域の人達

題だ。」と書かれています。

慰霊とは過去を振り返ることではなく、今を生きる者の姿勢そのものであります。戦歿者たちは、誰もが私たちと同じように笑い、悩み、家族を愛し、未来を信じていました。しかし、その命を国のために差し出さねばならなかった彼らの思いの深さと痛みを、私たちは真摯に受けとめねばならないのです。そして今、命を当然のように享受する私たちは、その命をどう扱っているのだろうか。スマートフォン一つで他者を傷つけ、自らを貶め、命を軽んじる言葉が簡単に投げつけられる時代において、命とは何か、死とは何か、そして生きるとは何かを問い直すことは、過去の死者のためだけでなく、今を生きるすべての人のために必要なことです。命を守るために命を捧げた方の御前で、自らの命のあり方を見つめ直し、真剣に祈る——その行為自体が、慰霊と深く結びついていると思います。過去のものではない。私たちの生き方を問う、今の問題であると考えます。英霊の想いを知り、私たちに託されたこの国を正しく継承していくために。

戦後八十年と靖國神社

國學院大學人間開発学部教授 藤田 大誠

戦後八十年を經過した本年(令和七年)十月二十一日、日本憲政史上初めての女性総理大臣が誕生するといふ画期的な出来事が起こった。

自由民主党と日本維新の会の「連立政権」といふ新たな枠組みのもとで発足した高市早苗内閣に対し、『朝日新聞』十月二十二日付一面に掲載された政治部長名の文では、自維連立政権合意書は「タカ派色の強い政策を並べ」たものと警戒心を露はにした。

加へて、「靖國神社参拝を見送ったのは適切だった。日本はサンフランシスコ講和条約第十二条で東京裁判を受け入れ、独立を回復し、国際社会に復帰した。A級戦犯を合祀した神社への首相の参拝は、先の大戦に対する反省の上に立つ戦後八十年の歩みを否定する試みだ。今秋のみならず、首相在任中の参拝は控えるべきだ」とも記した。紋切り型の主張に過ぎないが、合意書には出て来ないこの論点に最も分量を割いてゐた

は戦歿者慰霊の中心的な施設」かつ「平和の御社」といふ認識を示したが、「如何に戦歿者を慰霊するか、平和を祈るか」といふことについては、「適宜適切に判断」しなければならぬと言ふに留めた。

但し重要なのは、「これは外交問題に絶対されてはいけない」といふ「確信」を表明してゐる点である。日本を攻撃した国であらうがなからうが「世界中の慰霊施設」への慰霊を続けてゐると語つた上で、お互ひに「相手の国のために命を捧げた方に敬意を払ひ合へる環境づくりを注ぎたい」といふ思ひを述べてゐる点にも注目せざるを得ない。

一方、閣外協力といふ形で「連立」を組んだ日本維新の会の吉村洋文代表は、十月二十二日の記者会見で、靖國神社参拝については、国や家族を守るために命を捧げた「英霊」に尊崇の誠を捧げるのは国会議員として当然のことといふ認識を示した上で、そのやり方はその議員が判断すべきことであり、「高市総理が判断すれば、その判断を尊重します」と述べてゐる。

のは異様であつた。

さらに同紙は、同日社説でも「閣僚時代も終戦記念日に靖國神社参拝を重ねてきた小泉氏が、防衛相の立場でも続けられ、深刻な外交問題に発展する可能性がある」と書いた。高市首相と小泉進次郎防衛相に釘を刺すことで、高市内閣には「靖國神社問題」といふ外交問題の火種が燻つてゐると脅しをかけたのである。

十月四日に自民党総裁となつた高市氏は、靖國神社秋季例大祭(十月十七、十九日)初日に玉串料を私費で納めた。高市氏は、閣僚在任中も含め、春秋例大祭と終戦記念日にはほぼ欠かさず靖國神社に参拝してきたが、今回は見送り、有村治子自民党総務会長が高市総裁の思ひを体し、名代として参拝した。

高市氏は、日本記者クラブ主催の自民党総裁選立候補者討論会(九月二十四日)において、「靖國神社

このやうに「国家観を共有する」(連立政権合意書)自維連立政権のトップ同士においては、靖國神社の齟齬は無い。しかし、自民党総裁選の立候補者であつた林芳正氏(現総務相)が所謂「A級戦犯」の靖國神社からの「分祀」を主張したのに対し、高市氏は否定した。自民党内でさへ、一枚岩とは言へない。

かつて高市氏は、自身の公式サイトのコラム「自民党でも流行りだした「A級戦犯分祀論」への疑問」(平成十七年五月二十三日付、令和七年十一月十二日最終閲覧)にて、「祭神の分離といふ意味の「分祀」は、神社祭祀の本義からあり得ない」と表明した「靖國神社をめぐる諸問題に関する神社本庁の基本見解」(同年六月九日付)の内容を逸早く紹介して「分祀」論の不適切さを指摘した。加へて、国会における全「戦犯」釈放赦免を求める全会一致の決議や、政府による「戦犯を、国内法上の犯罪者としなす」旨の通知にも触れ、広く注意を促してゐた。

以上では、当代(第百四代)首相の靖國神社観を確

認してきた。次いで、限られた紙幅ではあるが、高市氏による「靖國神社は戦歿者慰霊の中心的な施設」かつ「平和の御社」といふ認識、また吉村氏が口にした「英霊」の語に関連する視点を聊か提供したい。手掛かりとするのは、賀茂百樹靖國神社第三代宮司が編纂した『靖國神社事歴大要』（国晃館、明治四十四年、以下『大要』）といふ書物の記述である。

まづ『大要』の「序」を記した辻新次（文部官僚、教育家として著名。当時は貴族院議員、男爵）は、「其の身命をさげたる同胞の英霊」、「其の英霊は長へに我が國を鎮め極天皇基を護れり」と書き、靖國神社合祀の神々を「英霊」と表現した。しかし、『大要』本文を記述した賀茂宮司は「英霊」の語を用ゐてはゐない。

水戸学者・藤田東湖「文天祥正氣歌に和す」の如く、「英霊」の語とともに「死しては忠義の鬼となり、極天皇基を護らん」と記す例はあつたが、元来「英霊」とは一般的に「すぐれた靈魂」といふほどの意味で理解されて来た。戦歿者としての「英霊」の語は、日清戦役

や戦歿者慰霊・追悼の施設と相通ずる点はあるが、完全に互換可能な場ではない。

明治二年（一八六九）に東京招魂社として創建され、同十二年に改称された「靖國神社」は、時代を超えて紡がれてきた「人霊祭祀」の系譜と、維新の志士が落命した同志の慰霊・追悼・顕彰とその意志継承の思ひ、後進への加護の祈りを籠めて執行した「招魂祭」（神式慰霊祭）の潮流が、近代国民国家としての日本の統合者である天皇の御稜威のもとで合流し成立した。

他國に類例のない日本独自の（神社）形式による慰霊・追悼・顕彰文化である靖國神社は、「英霊」名称の国民的・社会的定着に見られる如く、国事殉難者戦歿者の中核的な慰霊・追悼・顕彰の国家的公共空間で在り続け、地域社会や家における個人的かつ多様な形式の慰霊・追悼・顕彰とも共存しつつ、深く根付いてきたのである。

『大要』は、「靖國」（やすくに）は「安國」の字と同一に心得て然るべし。安國とは平安なる國家の意義にし

後から使用され始めるが、当時、「忠実勇武以て君國に殉したる大日本帝國軍人の英霊を合祀せる靖國神社」（『読売新聞』明治二十八年十二月十六日付）などの表現が見出せる。戦歿者の意味での「英霊」呼称の使用は、一般社会において自然発生的に始まり慣習化した。『大要』ではまだ使はれてゐないが、靖國神社でも次第にこの社会慣習的表現を追認的に受容していくのである。

また辻は、靖國神社と同日にして語るべきにあらずと断りつつも、海外の比較対象としては仏國のパンテオンや英國のウエストミンスター寺院といふ「偉人」を葬る場を挙げてゐた。斯様に明治四十年代には「偉人崇拜」の視座から国際比較がなされてゐたが、その比較対象は大正以降、「國家総力戦」としての第一次世界大戦（一九一四～一九一八）後の産物である欧米の新たな戦歿者慰霊・追悼施設（無名戦士の墓や記念碑など）へと移り替はることとなる。

しかし、幕末以来の殉難志士や戦歿者の靈魂（英霊）を「神霊」として祀る靖國神社は、他國の偉人崇拜で、古來、わが國にて、大に唱導し來りし固有國語なり」と記す。その根底には「古來、我が國は、平和を以て國是とす」といふ認識があるが、直接的には勅使御差遣のもと、「別格官幣社靖國神社」へと別格改称されたことを奉告する祭典（明治十二年六月二十五日）における御祭文、即ち叡慮を根拠とする。現在の大家海夫靖國神社宮司による「平和の社」といふ表現も、この社名に籠められた崇高な理念に基づく。

「戦歿者慰霊の中心的な施設」かつ「平和の御社」である靖國神社に対し、毎年春秋例大祭に勅使を御差遣され、心を寄せ続けられてゐる天皇陛下の御親拝を実現するためには、決して外交問題には至らない「環境」が必須である。高市首相の所信表明演説（十月二十四日）では、「平和の誓いを継承」といふ表現はあつたものの、靖國神社に関する直接的言及は無かつた。少数与党政権としての船出ゆゑ、慎重に漕ぎ出したのであらうが、今後如何なる「環境づくり」が行はれるのか、その手腕が問はれる。

神政連・国会議員懇談会結成五十五周年記念式典・ 合同祝賀会を開催

合同祝賀会を開催

六月九日、ホテルニューオータニを会場に五十五周年記念式典、引続き合同祝賀会が開催されました。神政連は昨年十一月、神政連国会議員懇談会（以下国議懇）は今年の五月で五十五周年を迎えました。



記念式典の冒頭の挨拶では打田会長が五年前の五十年はコロナ禍により式典が中止となったことや、三年前に安倍晋三前神政連国議懇会長が凶弾に斃られたことなどを回顧し「日本が道義国家として世界を牽引し、世界の中で咲き誇る国となるよう、不易流行を違える

ことなく前に進んでゆかねばならない」との決意を表明しました。

続いて国議懇会長の中曽根弘文参議院議員が「日本人が歩んできた歴史を振り返り、大切にしてきた価値観を再認識し、良い伝統を守りながら、時代の変化に適切に対応し、未来を切り開いてゆく真の保守政治をおこなつてゆくことが重要」と式辞を述べました。



式典には、御来賓として神社本庁総理（代理・田中恆清総長）、神宮大宮司（代理・杉谷正雄参事）が参列され、夫々御挨拶をいただきました。

また、表彰式においては、神政連の活動推進に努められた元役員や会員、各地方本部に表彰状・感謝状や記念品が贈呈され、神政連の活動に多年に亘り尽力し、特別表彰を受賞された石川県・加藤治樹氏が被表彰者を代表して謝辞を述べられました。

引続き記念講演では、元内閣官房参与・筑波大学特命教授の谷口智彦先生より「石破政権の課題といま政治が為すべきこと―安倍政権の志を継承して―」と題した講演をいただきました。谷口先生は、安倍元総理を「初めて百年先まで若者に幸ひあれかしと願った総理」と評価した上で石破政権の課題を説明されました。また、政治の役割は「日本人に日本人としての自覚と誇りを持たせるところからすべてが始まる」と力説され、国内外



に跋扈する勢力を跳ね除けるため、志を同じくする神職や議員などへ奮励努力を呼びかけて講演を締め括られました。

国議懇の総会をはじめ神政連地方議員連盟の議員や神社関係者など約四五〇名が参加しました。

冒頭、石破茂内閣総理大臣（当時）が駆けつけ、「日本人は皇室を敬い、地域社会を大切にし、先祖を大切にす。それが保守の本質である。」と挨拶されました。

その後、神道政治連盟国会議員懇談会幹事長の萩生田光一衆議院議員の乾杯により和やかに懇親を深めました。



現在、神政連国会議員懇談会は、衆議院一三五名、参議院六五名、合計二〇〇名の国会議員が会員として活躍しています。（十一月末現在）また二九都府県、三二の組織で地方議員連盟が結成され、各地で都道府県本部と連携しながら、諸活動を推進しています。

神政連役員紹介



副会長 林 秀俊
京都府 大原神社宮司



副会長 小佐野 正史
山梨県 富士山小御嶽神社宮司



幹事長 高麗 文康
埼玉県 高麗神社宮司



会長 打田 文博
静岡県 小國神社宮司



総務会長 上田 正宙
富山県 有磯正八幡宮宮司

▶ 副幹事長

田村康雄	東京都	氷川神社宮司	葛城健一郎	石川県	石川護國神社宮司
渡邊平一郎	山梨県	小室浅間神社宮司	衛藤 恭	大阪府	素戔嗚尊神社宮司
川見順春	北海道	函館八幡宮宮司	渡部公磨	広島県	邇保姫神社宮司
石原純一	山形県	荘内神社宮司	別役重具	高知県	高知八幡宮宮司
宮坂信廣	長野県	四柱神社宮司	春木秀紀	熊本県	幣立神社宮司

▶ 総務

森田 義巳	東京都	居木神社宮司	山崎清彦	福井県	廣嶺神社宮司
千葉 敏	千葉県	意富比神社宮司	澤田政泰	兵庫県	弓弦羽神社宮司
西川充彦	北海道	富良野神社宮司	小森治比古	鳥取県	下味野神社宮司
坂本広行	岩手県	櫻山神社宮司	吉見政晃	香川県	石清水神社禰宜
谷田吉暢	岐阜県	櫻山八幡宮宮司	久富真人	福岡県	天満宮宮司

▶ 網紀委員長

宮本隆之 大分県 春日神社宮司

▶ 網紀委員

諏訪信雄 群馬県 赤城神社宮司
長曾我部昭一郎 愛媛県 伊豫豆比古命神社宮司

▶ 監査委員長

木下龍輝 東京都 明治神宮権宮司

▶ 監査委員

室川喜幸 京都府 吉田神社宮司
田原成一郎 鹿児島県 照国神社権宮司

▶ 議長

姫岡恭彦 静岡県 久能山東照宮宮司

▶ 副議長

柳田耕太 栃木県 大前神社宮司
黒岩昭彦 宮崎県 鶴戸神社宮司



〒151-0053 東京都渋谷区代々木1丁目1番2号
電話 03(3379)8282 FAX 03(6629)8321